

## 高校生等奨学給付金の申請案内についてのお知らせ

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握するため、申請案内については、高等学校等就学支援金と同様、対象を限らず、保護者の皆様に広く周知させていただくこととしています。

保護者の皆様におかれでは、別紙の案内文書により、高校生等奨学給付金の申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は申し出ていただくようお願いいたします。

申請にあたっては、既に高校生等就学支援金の申請においてマイナンバーを提出いただいている場合でも、別途、高校生等奨学給付金のためにマイナンバーの提出が必要となりますので、申請の際は提出していただくようお願いします。

※以前に高校生等奨学給付金の申請のためにマイナンバーを提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。

### 高校生等奨学給付金の収入基準（以下のいずれかにあてはまる方）

- 7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- 保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- 家計急変により保護者等全員の道県民税及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

### 問合せ・申出先

兵庫県立明石高等学校事務室 TEL:078-911-4376（自動音声応答⑥）